

久留米市第6期高齢者福祉計画
及び介護保険事業計画

骨子（案）

平成26年11月

久留米市

健康福祉部 長寿支援課・介護保険課

目 次

| | |
|---|------|
| 第1部 総論 | P.2 |
| 第1章 計画の概要 | P.2 |
| 1. 計画策定の背景と目的 | |
| 2. 根拠法令 | |
| 3. 他の計画等との整合性確保 | |
| 4. 計画の位置づけ | |
| 5. 計画の期間 | |
| 第2章 基本的な考え方 | P.4 |
| 1. 高齢者を取り巻く状況 | |
| 2. 高齢者実態調査等の結果概要 | |
| 3. 第5期計画の課題等 | |
| 第3章 基本理念 | P.6 |
| 第4章 地域包括ケアシステムの構築 | P7 |
| 第5章 第6期計画の施策体系 | P.9 |
| 第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開 | P.10 |
| 第1章 健康づくりと介護予防の推進 | P.10 |
| 第2章 高齢者の積極的な社会参加 | P.10 |
| 第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり | P.10 |
| 第4章 地域連携による高齢者支援 | P.11 |
| 第5章 認知症施策の推進 | P.11 |
| 第6章 高齢者の権利擁護 | P.11 |
| 第7章 生活環境の整備 | P.12 |
| 第8章 介護保険事業の円滑な実施 | P.12 |
| 第9章 介護サービスの見込量と保険料 | P.12 |

～ 第1部 総論 ～

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築は喫緊の課題となっております。平成26年度の介護保険制度の改正においては、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、④高齢者の居住安定に係る施策との連携が重点的に取り組むべき事項とされ、各自治体がその実情に応じた取り組みを行うことが示されています。

この計画は、これらの状況に総合的に対応するため、平成24年3月に策定した久留米市第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すもので、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって市民や地域、関係機関と行政とが協働し、事業を円滑に実施していくための指針を示すものです。

2. 根拠法令

この計画は、高齢者に関する様々な福祉施策や介護保険制度を円滑に実施するための総合的な計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

3. 他の計画等との整合性確保

(1) 総合計画等との関係

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第3次基本計画』（平成27年3月策定（予定））や、高齢者がいつまでも幸せに暮らすことができるようなまちづくりの推進を図るため市民と行政とが一体となって取り組む指針として制定した『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月策定）等の理念に沿った高齢者保健福祉分野の計画です。

(2) 総合計画以外の他の計画との関係

この計画の総合的な推進を図るため、策定及び推進に当たっては、久留米市等における他の保健福祉関係の計画等と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいきます。

4. 計画の位置づけ

この計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、新たな地域支援事業等に協働の視点をもって取り組み、本市の実情に応じた地域づくり・まちづくりを本格的に進めるものです。

5. 計画の期間

この計画の期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3年間とします。

| 第5期 | | | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 | | |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成 24 年 度 | 平成 25 年 度 | 平成 26 年 度 | 平成 27 年 度 | 平成 28 年 度 | 平成 29 年 度 | 平成 30 年 度 | 平成 31 年 度 | 平成 32 年 度 | 平成 33 年 度 | 平成 34 年 度 | 平成 35 年 度 | 平成 36 年 度 | 平成 37 年 度 | 平成 38 年 度 |
| ← 第5期計画 → | | | ← 第6期計画 → | | | ← 第7期計画 → | | | ← 第8期計画 → | | | ← 第9期計画 → | | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 平成37年度の久留米市の姿を見据えて計画を策定 </div> | | | | | | | | | | | | | | |

第2章 基本的な考え方

1. 高齢者を取り巻く状況

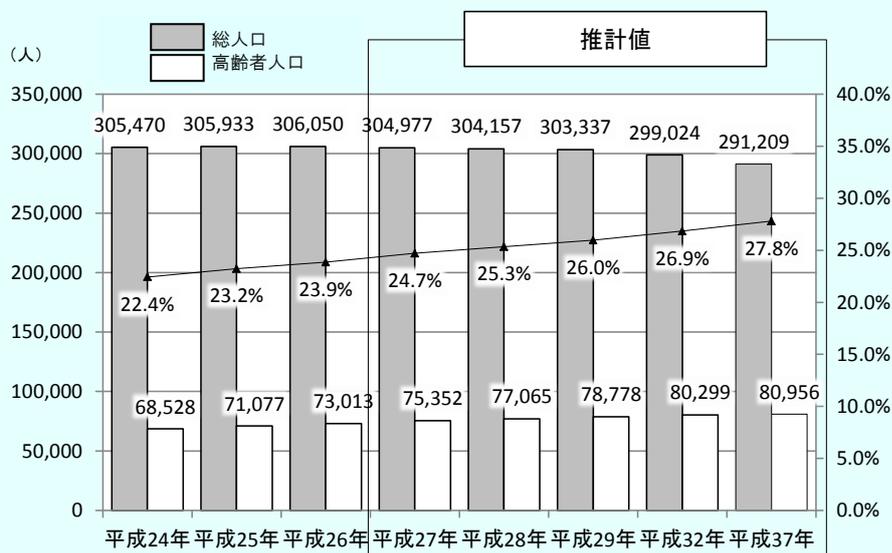
(1) 高齢化の状況、将来推計

本市の総人口は、近年緩やかに増加してきました。また、65歳以上の高齢者人口も増加し、高齢化率も上昇しています。

平成27年以降、総人口は減少し高齢者人口は増加すると見込まれていることから、高齢化率の上昇はさらに進むことが予想されます。

団塊の世代が65歳以上となる第6期計画期間中は前期高齢者の割合が高くなっていますが、平成32年には高齢者全体の半数が75歳以上の後期高齢者となり、平成37年には54.4%になると推計されています。

高齢者人口・高齢化の状況と将来推計



資料) 住民基本台帳(各年10月1日現在、平成26年は6月1日現在)、推計値はコーホート要因法による。
 注意) 本推計は平成26年6月1日現在までの住民基本台帳のデータに基づくものであるため、時点やその他の要因により本市他計画等における各種推計値及び目標値とは異なる場合がある。

(2) 要介護認定者数の推移

高齢者数の増加とともに、本市の要介護認定者数も増加傾向となっておりますが、要介護認定率はほぼ横ばいとなっております。

また、要介護認定区分別の認定者数をみると、要支援2、要介護1、要介護2などの軽度者が多くなっています。

要介護認定者数の推移

| | (人) | | |
|---------------------|--------|--------|--------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 65歳以上(第1号被保険者) | 13,054 | 13,804 | 14,050 |
| 65歳以上75歳未満 | 1,632 | 1,758 | 1,810 |
| 75歳以上 | 11,422 | 12,046 | 12,240 |
| 40歳以上65歳未満(第2号被保険者) | 382 | 377 | 339 |
| 合計 | 13,436 | 14,181 | 14,389 |
| 要介護認定率 | 19.1% | 19.4% | 19.2% |
| 65歳以上75歳未満 | 4.9% | 4.9% | 4.9% |
| 75歳以上 | 33.0% | 34.0% | 34.2% |
| 40歳以上65歳未満(第2号被保険者) | 0.4% | 0.4% | 0.3% |

資料) 認定者数: 介護保険事業状況報告(各年度9月末時点、平成26年度は5月末時点)

2. 高齢者実態調査等の結果概要

【高齢者実態調査】

▽現状

- 介護が必要になった原因は、「骨折・転倒」「脳卒中」「心臓病」「認知症」「関節の病気」が多くなっている。
- 高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が見込まれる。
- 地域において何らかの役割を果たすための能力の低下者が、一般高齢者の3～4割でみられ、要介護認定者ではその割合がさらに高くなる。
- 地域活動やボランティア活動への参加はあまり活発でない傾向にある。



▽課題

- 健康づくりに関する意識啓発や介護予防の取り組みへの積極的な参加を促進する必要がある。
- 地域ぐるみで認知症高齢者とその家族を支える仕組みづくりが必要である。
- 世代間交流等の機会を増やし、閉じこもり防止や社会的役割意識を高める必要がある。
- 様々な地域ニーズの担い手として、高齢者のマンパワーの活用に取り組む必要がある。

【介護事業所調査】

▽現状

- 約半数の事業所において、職員数に余裕がない状況である。
- 多くの事業所が、地域との連携の取り組みを行っている。
- 防火対策に比べ、風水害・土砂災害・地震への対策を実施している事業所は少ない。



▽課題

- 介護サービス従事者の確保や質向上のための研修支援を行う必要がある。
- 事業所と地域との円滑な連携のために、情報提供等の支援を行う必要がある。
- 研修による防災意識の徹底や、実地指導等の際に防災対策の点検・指導を強化していく必要がある。

3. 第5期計画の課題等

▽課題

- 権利擁護や虐待をはじめとする高齢者からの多様化する相談内容への対応
- 地域における見守りのための関係機関等のさらなる連携による仕組みづくり
- 認知症サポーター等の活用による、認知症高齢者を地域で支え合うための仕組みづくり
- 市民後見人候補者の養成及びスキル向上のための取り組み実施
- 高齢者の権利擁護へ向けた地域包括支援センターを含めた体制づくり
- 介護予防事業参加者の事業後における自主的な介護予防活動の促進
- 老人いこいの家のあり方検討や老人クラブ活性化へ向けた取り組み
- 適正な施設整備へ向けた検討



▽対応

- 全ての日常生活圏域への地域包括支援センターの早期の設置
- 高齢者の社会的孤立解消へ向けた様々なネットワークの重層化
- 権利擁護の推進と地域で高齢者を見守り支えるための取り組みの充実
- 高齢者の消費者被害や虐待の早期発見、早期対応のための相談窓口の周知・広報、相談体制の充実、関係機関との連携
- 高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進へ向けた工夫・改善と地域における支え合いの仕組みづくりによる高齢者の社会参加促進
- 在宅と施設のバランスのとれた介護サービス提供基盤整備

第3章 基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと
暮らし続けられる久留米市の実現

(1) 基本理念

第5期計画では、団塊の世代が65歳以上の高齢者となる2015年（平成27年）の目指すべき久留米市の姿を実現するために、様々な施策を実施し、高齢者福祉の増進を図ってきました。その結果、支援が必要な方が適切なサービスを受けられるための体制づくりや、認知症高齢者への支援の充実、医療と介護の連携など様々な課題が浮き彫りになってきました。

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも個人としての尊厳を持って、自立した生活を送ることができる社会を実現させていくための長期的な取り組みを行う、最初の計画でもあります。そのために、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に、地域の様々な主体と協働しながら取り組んでいく必要があります。

これらの状況や介護保険制度改正の考え方、平成27年度から31年度までの5年間の『久留米市新総合計画第3次基本計画』の方向性等を踏まえ、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられる久留米市の実現」を基本理念とします。

(2) 久留米市が目指すべき姿

高齢者人口が増加傾向にある中で、2025（平成37年）には、「団塊の世代」が75歳以上に達し、高齢化が一層進み、高齢者の生活や身体の状態、価値観、ニーズはますます多様化していくと考えられます。また、現役世代1.9人で1人の高齢者を支える社会を迎えるなど、これまでの社会システムでは対応できない課題も増えていくと予想されます。このような変化を受け止め、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられる久留米市の実現」に向けて取り組んでいく必要があります。2025（平成37年）の目指すべき久留米市の姿を次のように描き、これを踏まえた第6期計画の策定を行います。

- ① 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- ② 見守り、支え合いの心が生きるまち
- ③ 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

第4章 地域包括ケアシステムの構築

1. 地域包括ケアシステムが目指す姿

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年へ向けて、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるまちを目指します。

2. 第6期計画における地域包括ケアシステム構築のための主な取り組み

（1）介護予防・日常生活支援総合事業（※以下「新総合事業」という）

介護サービス事業者等の関係機関との意見交換等を行いながら、予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な新総合事業への移行に取り組むとともに、一般介護予防事業の充実に努めます。

（2）在宅医療・介護連携の推進

医療と介護サービスを一体的に提供するため、医師会や介護サービス事業者等との協働により、在宅医療・介護関係者への研修や在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援など、在宅医療と介護の連携強化に取り組めます。

（3）認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、標準的な『認知症ケアパス』の作成や早期診断・早期対応の仕組みづくりに取り組めます。

（4）地域ケア会議の推進

地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護事業者及び民生委員等の多職種で行う地域ケア個別会議による個々の高齢者に対する支援体制の強化や、事例の積み重ねから地域課題を集約・分析し、地域課題の発見機能及び解決機能の強化を図ります。

（5）生活支援サービスの体制整備

買い物、掃除等の生活支援について、ボランティアやNPO等の多様な団体から様々なサービスが提供されるよう、関係者のネットワーク化やサービスの担い手の養成等を行う『生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）』を配置します。また、定期的な情報共有、連携強化のための『協議体』の設置に取り組めます。

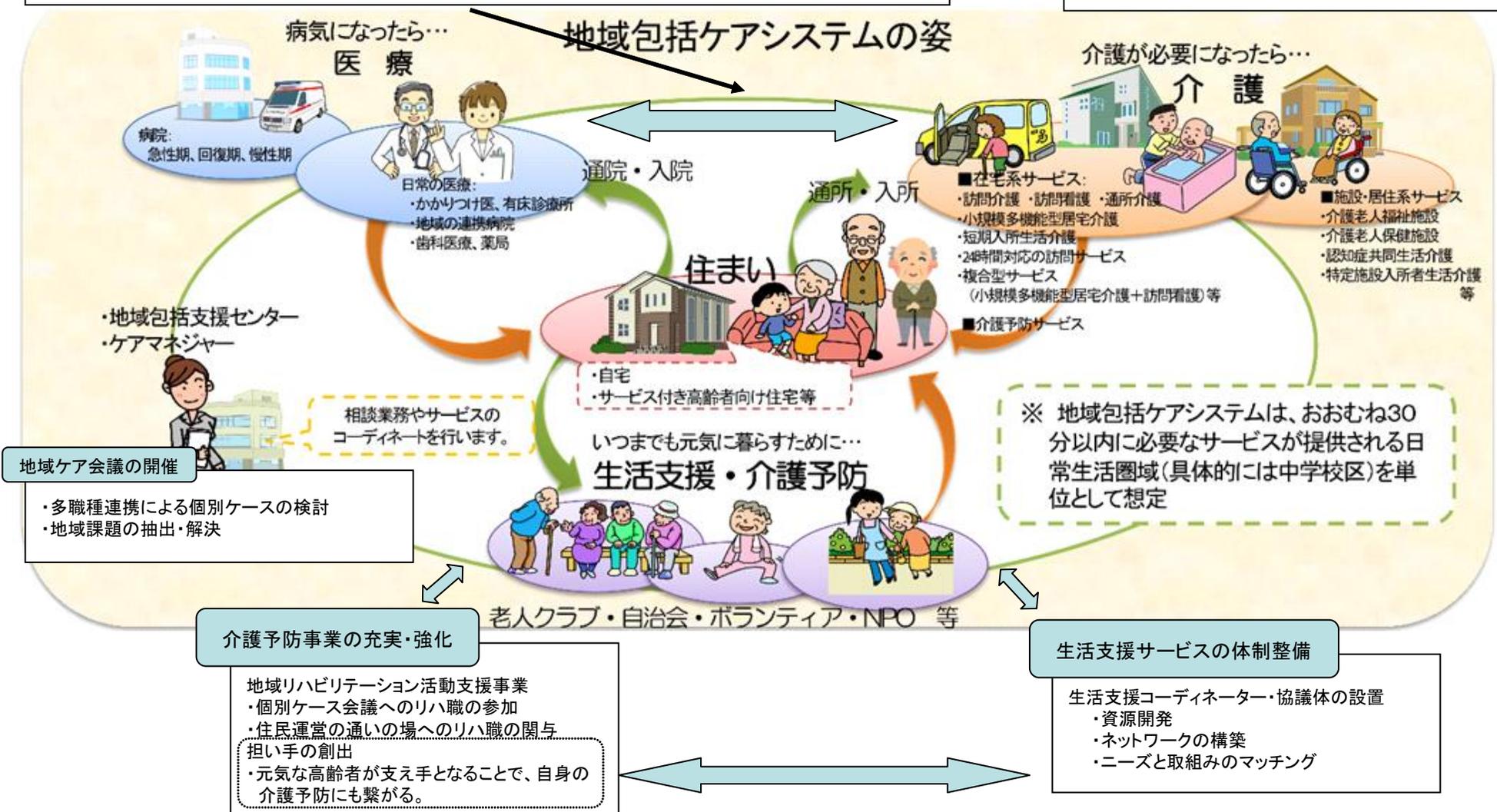
『久留米市版地域包括ケアシステム』の構築に向けた各分野における取組み

在宅医療・介護連携の推進

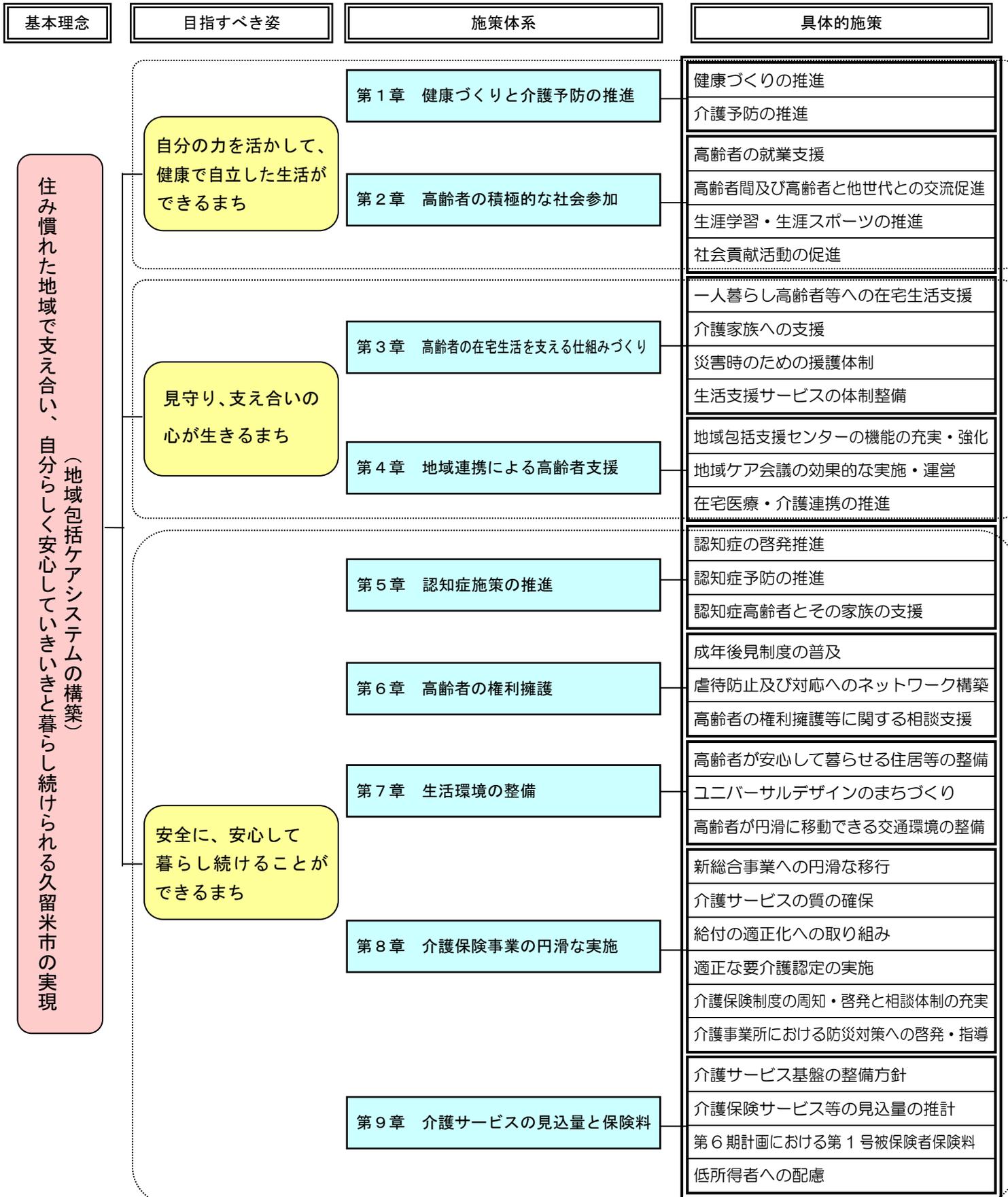
- ア 地域の医療・介護サービスの資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議
- ウ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等
- エ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援
- オ 在宅医療・介護関係者の研修
- カ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 二次医療圏内・関係市町村の連携

在宅介護支援のための施設整備

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護・看護
 - ・複合型サービス
 - ・小規模多機能型居宅介護
- の整備



第5章 第6期計画の施策体系



～ 第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開 ～

第1章 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命を延伸するとともに、要介護状態にならないよう健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。

1. 健康づくりの推進
2. 介護予防の推進

第2章 高齢者の積極的な社会参加

高齢者のライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、多様性や自主性を尊重しながら、長年の経験に基づく知識や技能を社会の様々な分野に活かす取り組みに努めます。

また、社会貢献活動を通じた生きがいづくりや介護予防につながる環境づくりを目指します。

1. 高齢者の就業支援
2. 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進
3. 生涯学習・生涯スポーツの推進
4. 社会貢献活動の促進

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

高齢者がいつまでも在宅で生活を続けるためには、公的なサービスのみならず、地域の理解に基づくインフォーマルな支援が必要です。日常生活のサポートをはじめ災害時の援護体制の確保など高齢者を支える体制の整備に努めます。

1. 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援
2. 介護家族への支援
3. 災害時のための援護体制
4. 生活支援サービスの体制整備

第4章 地域連携による高齢者支援

地域で暮らす高齢者やその家族にとって身近な相談窓口である地域包括支援センターについて、センター増設とそれに伴う適切な専門職員の配置等により機能の拡充を図ります。

また、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援や地域課題を把握を目的とする地域ケア会議の開催などにより、生活のサポートを行います。

1. 地域包括支援センターの機能の充実・強化
2. 地域ケア会議の効果的な実施・運営
3. 在宅医療・介護連携の推進

第5章 認知症施策の推進

認知症高齢者については、今後高齢者の増加に伴い増加することが予測されることから、これまで以上に地域全体で支えていく必要があります。本人のケアや介護する家族等への支援に努めるとともに、高齢者を取り巻くすべての人が認知症への理解を深め、自らの問題として認識し、高齢者の尊厳が保持される環境を整備していきます。

1. 認知症の啓発推進
2. 認知症予防の推進
3. 認知症高齢者とその家族の支援

第6章 高齢者の権利擁護

高齢者やその家族に対し、権利擁護の推進や法律行為に関する支援など、必要な援助を行うことにより生活の質を向上させ、安全で安心な生活ができるよう支援策の促進に努めます。

1. 成年後見制度の普及
2. 虐待防止及び対応へのネットワーク構築
3. 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

第7章 生活環境の整備

高齢者ができるだけ在宅での生活を継続できるように、安全で暮らしやすい生活環境の整備が必要であり、高齢者の生活に適した住宅や居住系施設の整備、外出支援といった施策に取り組み、高齢者にやさしいまちの実現に努めます。

1. 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備
2. ユニバーサルデザインのまちづくり
3. 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備

第8章 介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度は発足から15年が経過し、社会的に浸透するとともに制度への大きな期待も寄せられるようになりました。団塊の世代が高齢者となり、今後ますます高齢化が進む中で、介護保険サービスへの需要は年々高まっていくことが予想されます。このような中、必要に応じ、良質なサービスが切れ目なく、また適切に提供されるよう様々な取り組みを進めていきます。

1. 新総合事業への円滑な移行
2. 介護サービスの質の確保
3. 給付の適正化への取り組み
4. 適正な要介護認定の実施
5. 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実
6. 介護事業所における防災対策への啓発・指導

第9章 介護サービスの見込量と保険料

これまでの実績を基礎として、サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により第6期計画期間の利用量及び給付費を推計し、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

1. 介護サービス基盤の整備方針
2. 介護保険サービス等の見込量の推計
3. 第6期計画における第1号被保険者保険料
4. 低所得者への配慮